

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2001.10 No.48

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴木ビル4F
TEL 052-962-9693
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



ロースクールと法学教育

司法書士 丹羽正夫

司法制度改革を目前に控え、ロースクールを設立しようとする大学では、着々と準備が進められている。具体化するための最大の課題は、教授陣の確保といわれている。大学の法学部とロースクールの教授は兼任ができないために、新たにロースクールの教授を採用しなければならぬ。しかし、ロースクールの教育内容は、アメリカのロースクールのようにケースメソッドを中心とした実践的な法学教育が主体になるため、これに応えられる教授を確保しなければならないとなると、極めて現状は厳しいようだ。

ロースクールの教授に最も適任なのは裁判官・弁護士・企業の法務担当者といわれているが、様々な条件を考えると、そう簡単に教授を引き受けてくれる人は少ない。水面下では、優秀で定年の近い裁判官の争奪戦が繰り広げられているといわれるが、それだけ教授陣の確保は難しいことのようにだ。

大学の浮沈がロースクールの実現にかかっているといわれる中で、これまでの法学部の教育のあり方が改めて問われている。それは、法学部の教授をもってしてロースクールの教授の適任者がほとんどいないことだ。我が国の法学教育は、憲法・民法・商法等々、各法

律分野ごとの教育体系になっているため、教授も憲法学者・民法学者・商法学者などというように法律単位ごとに存在し、自分の専門分野以外について研究することは少ない。

しかし、現実に私達の扱う法律実務は各法律ごとに存在するわけではなく、民法・商法・手続法、はては憲法の問題にまで相互に関連し、様々な法律の解釈を通して実務を遂行しなくてはならない。つまり、法律実務を的確・迅速に遂行するためには、多様な法律を駆使できる幅広い知識・経験が求められるわけだが、それは我が国の法学教育には望むべくもない。いま、大部分の法学部卒業生が、四年間の教育を受けた法律知識を、実社会へ出てからほとんど役に立てることができないのは、まさに教育のあり方の問題といえよう。

活きた法、活用できる法を教えることこそ本来の法学教育であるはずだが、こうした要請に耐えうる教育システムをとってこなかった結果として、ロースクールの教育を担える大学の教育者がほとんど存在しないという現実をさらけ出した。すべての教育のあり方が問われている中で、大学の法学教育についても、再構築すべき時期にきていると思えてならない。